

高い解約料・不当な広告などをやめさせました 適格消費者団体の10年

と き:2017年10月3日(火)

13:30~16:00

ところ:ハートピア京都4階

第4・5会議室 (烏丸竹屋町東北角)

地下鉄烏丸線「丸太町駅」下車⑤番出口地下鉄連絡通路にて連結



講演: 適格消費者団体の10年

講師: 片山 登志子弁護士

(消費者支援機構関西 副理事長)

報告1 ◆最近多い消費者被害について
京都府消費生活安全センターより

報告2 ◆適格消費者団体からの報告
京都消費者契約ネットワーク、消費者支援機構関西

消費者団体訴訟制度は、全国で活動する消費者団体の中から内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、消費者のみなさんを代表して、事業者の違法行為を止めさせることを求めて裁判をすることができる制度です。制度ができて10年。適格消費者団体は、消費者問題の改善実現に貢献してきました。「おかしい」と思ったら、消費生活センターや適格消費者団体に相談しましょう。

冠婚葬祭互助会の高額なキャンセル料、貸衣装のキャンセル料、健康食品の不当な表示、英会話学校の勧誘方法、未公開株の被害などの改善が適格消費者団体によって実現!



※参加費無料。どなたでも参加できます。申込不要。

主催●京都府・京都消費者契約ネットワーク(KCCN)・コンシューマーズ京都・
消費者支援機構関西(KC's)・京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会
後援●京都市

お問い合わせ●内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

TEL: 075-211-5920 (月・水・金 午後1時~5時)

FAX: 075-746-5207 E-mail: mail@kccn.jp